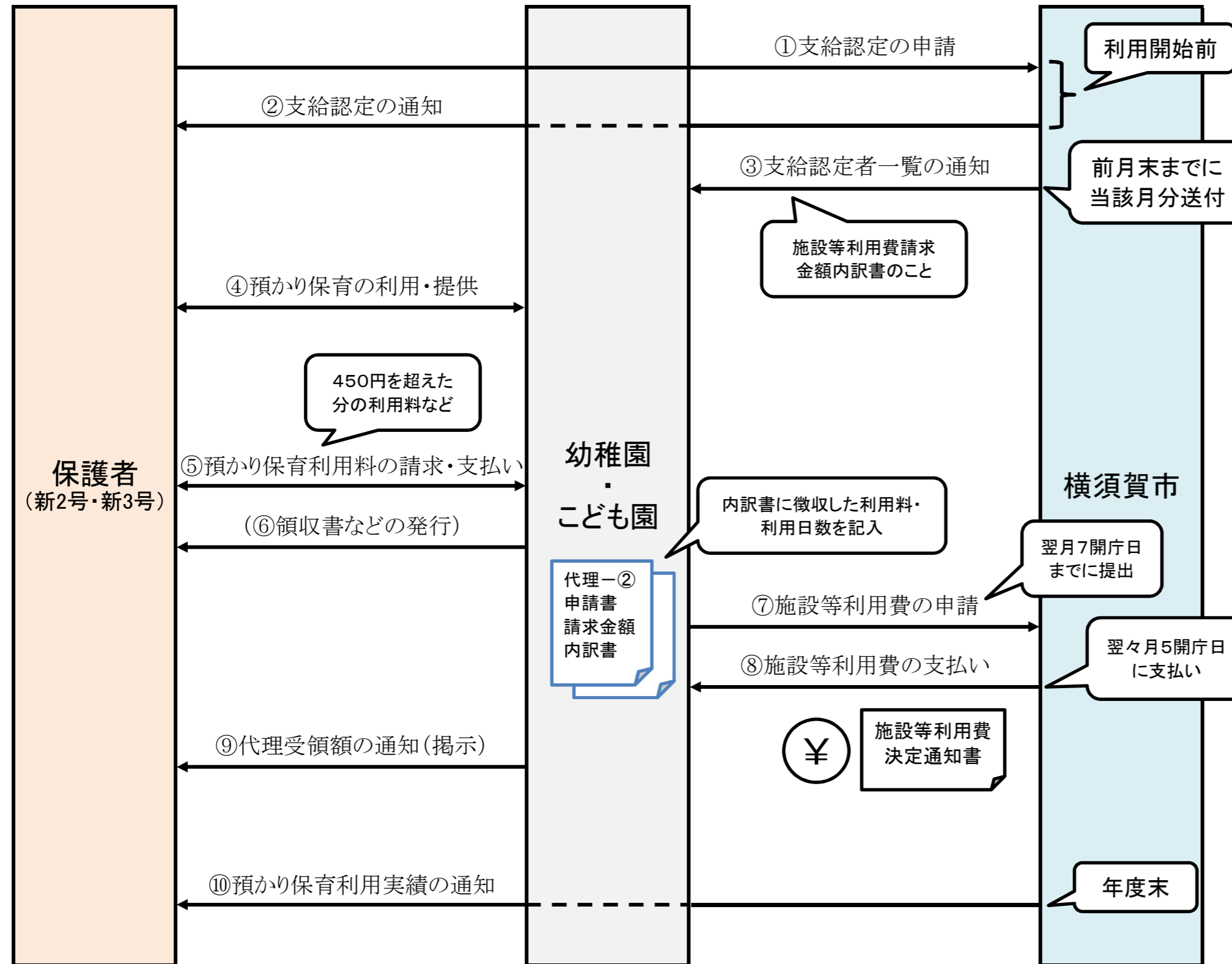


預かり保育事業の施設等利用費の支払いに係る事務フロー

代理受領の場合(横須賀市から施設へ支払い)



【支払いに係る事務フロー】

- ① (保護者⇒施設⇒市)
保育を必要とする事由があり、預かり保育を利用する保護者が施設を通じて支給認定(新2号または新3号)をあらかじめ申請
- ② (市⇒保護者)
申請書を審査し、保護者へ支給認定を通知
- ③ (市⇒施設)
支給認定者一覧を施設へ通知
- ④ (保護者⇔施設)
預かり保育の保護者の利用及び施設の提供
- ⑤ (施設⇔保護者)
預かり保育利用料(法定代理受領分の施設等利用費を引いた額)を施設が請求・保護者が支払い
- ⑥ (施設⇒保護者)
⑤の預かり保育利用料に係る領収書などを保護者へ発行
- ⑦ (施設⇒市)
法定代理受領分の施設等利用費を市へ申請
※施設等利用申請書及び施設等利用費請求金額内訳書提出
※毎月もしくは数ヶ月まとめた請求どちらも可
- ⑧ (市⇒施設)
申請内容を審査し、施設等利用費を決定
施設へ決定額の通知及び施設等利用費の支払い
- ⑨ (施設⇒保護者)
施設等利用費として法定代理受領した額を保護者へ通知
※個別通知や法定代理受領の総額を施設に掲示
- ⑩ (市⇒保護者)
預かり保育の年間利用実績(各月の利用日数・法定代理受領額)を保護者に通知